

市民ホール 基本計画 素案

■市民ホール 基本計画(素案) 目次

1.基本計画の位置付け

- (1)基本計画策定の目的
- (2)上位計画

2.市民ホール整備の目的

- (1)基本構想
- (2)施設の目指す方向性

3.事業方針

- (1)基本的な考え方
- (2)事業内容
- (3)拠点施設としての連携のあり方
- (4)中長期的な事業展開の考え方
- (5)開館までの事業展開

4.施設計画

- (1)基本的な考え方
- (2)施設内の連携
- (3)各機能の概要
- (4)施設規模

5.管理運営

- (1)基本的な考え方
- (2)運営組織
- (3)施設利用
- (4)市民協働組織

6.整備推進方針

- (1)敷地計画
- (2)整備スケジュール
- (3)事業手法

1.基本計画の位置づけ

(1)基本計画策定の目的

基本計画は、基本構想で定めた基本理念や基本方針に基づき、市民ホール建設の具体的内容を示すとともに、今後の設計者選定や設計業務に向けて、小田原市の整備推進方針を示すものです。

【基本計画の位置づけ】

年度	分類		内容
21	計画策定	市民ホール基本構想	・基本理念
22			・事業の基本方針 ・施設機能の方針
23		小田原市文化振興ビジョン	・文化振興のあり方 ・施策の機能、規模、構成
		市民ホール基本計画	・事業方針 ・施設の概要、機能、規模 ・整備推進方針
24		管理運営計画	・事業計画 ・運営組織のあり方 ・運営手法
25	設計	設計者選定	・設計の条件
		基本設計	・全体規模、建物や諸室の配置の検討と決定 ・動線の検討と決定 ・必要な設備の選択と決定 ・概算工事費の算出
		実施設計	・工事発注のための図面作成 ・数量、単価など経費内訳書作成
27	施工	建設工事	・建築、機械、電気、空調、衛生、昇降機、 舞台設備などの工事
28			

(2)上位計画

①小田原市総合計画「おだわら TRY プラン」

平成 23 年 3 月に策定された第 5 次小田原市総合計画「おだわら TRY プラン」前期基本計画（平成 23 年～28 年）において、6 つの施策群により構成される未来への投資（先導的施策）の一つとして「（5）文化力を高める」を掲げています。

その中で、芸術文化活動の取組を促し、文化を感受する喜びを広げ、創造する力を高めるとともに、市内外に広く小田原の文化の魅力を発信することで、まちを舞台にさまざまな交流を生み出すことを目的に、市民に愛される芸術文化創造の拠点として、市民ホールを整備し、多様で豊かな芸術文化活動を促進すると、方針を定めています。

②小田原市文化振興ビジョン

前述の小田原市総合計画「おだわら TRY プラン」によるまちづくりの実現に向けて、小田原市が目指す文化振興の方向性を明らかにするため、平成 24 年 3 月に「小田原市文化振興ビジョン」を策定しました。

文化振興ビジョンでは、豊かな文化を背景として「希望と幸福感を持って暮らすことができるまち」を目指しています。そのための要素として、文化を通じて多様性を認める心や共感力を培い、「互いを認め合い、コミュニティの絆を結ぶ」こと、文化の育む創造性によって生みだされる付加価値により、「小田原という都市ブランドを高める」ことを将来のすがたとして描いています。

2.市民ホール整備の目的

(1)基本構想

平成 23 年 3 月に「市民ホール基本構想」を策定し、市民の多様な活動が市民ホールからまちへと広がり、希望や活力に満ちた新しいまちを創造することを目的に、市民ホール整備の基本理念と使命、市民ホールで行われる事業や施設機能の基本方針を示しました。

①基本理念

多様で豊かな市民の芸術文化創造活動からわきあがるクリエイティブな力と熱意が市民ホールからまちへとあふれ未来に開かれた文化都市を創造する。

②使命

育てる<育成普及>	<ul style="list-style-type: none">・文化を支える次世代をそだてる・文化を支える裾野をひろげる・新しい表現や優れた才能をそだてる・地域文化を支えそだてる
感動を伝える<鑑賞>	<ul style="list-style-type: none">・文化芸術に触れる・新しい表現や優れた才能に出会う・文化的感性を養う
創りあげる<創造参加>	<ul style="list-style-type: none">・新たな小田原の地域文化を創りあげる・市民主体となった創造活動・小田原らしさの発信
集い交流する<施設運営>	<ul style="list-style-type: none">・積極的な施設運営（利用促進・活動促進）・文化芸術の拠点としての交流の促進・にぎわい創出・文化芸術をとおしたネットワークづくり

(2)施設の目指す方向性

現在小田原市には大ホール、小ホールなどからなる市民会館がありますが、開館から約50年を経て、ユニバーサルデザインに対する視点など社会的に求められる機能や現在の芸術表現の場として必要とされる機能を満たしておらず、また、市の文化振興の実践の場として十分に活かされていない状況にあります。

新たに整備する市民ホールは、市民会館の建て替えではなく、また、単なる上演施設としてのホールでもない、芸術文化活動を通じて、地域と市民が核となって創り出していく、小田原の創造的な活力の源泉とも言える、芸術文化創造の拠点となる施設です。この施設に必要な機能や目指すべき方向性を鑑み、「市民ホール」という呼称を「芸術文化創造センター」に変えていく必要があると思われまます。

【小田原市民会館の概要】

■開館 (大ホール)	: 昭和37年7月28日
(本館)	: 昭和40年5月8日
■経過年数 (大ホール)	: 50年
(本館)	: 47年
■敷地面積 (大ホール・本館)	: 3,402.82 m ²
■建築面積 (大ホール・本館)	: 2,008.81 m ²
■延床面積 (大ホール)	: 3,469.44 m ²
(本館)	: 5,244.71 m ²
(合計)	: 8,714.15 m ²
■階数 (大ホール)	: 地上3階・地下1階
(本館)	: 地上6階・地下1階
■構造種別 (大ホール・本館)	: 鉄骨鉄筋コンクリート造
■収容人員等 (大ホール)	: 客席1,098席 (内車いす席3席)
(小ホール) 【本館3階】	: 定員300人
(展示室) 【本館2階】	: 174 m ²
■その他施設	: 大ホール楽屋、主催者控室、食堂施設、会議室7室、多目的室2室など



3.事業方針

(1)基本的な考え方

市民ホールでは、基本理念に基づき、基本構想で整理された7つの事業の基本方針をもとに、小田原らしさを出しつつ事業を展開していきます。

事業の展開においては、生涯学習センターけやきをはじめとする市内の既存施設の活用を図り、連携かつ役割分担をしながら取り組んでいきます。

【7つの事業の基本方針】(基本構想より)

- ①そだてる<育成普及>～地域文化の足腰を強くする～
- ②たのしむ<質の高い催し>～創造性を刺激する～
- ③つくる<市民参加>～創造の輪を拡げる～
- ④つたえる<地域特性の発信>～小田原の魅力をつたえる～
- ⑤出会う<交流促進>～共感のよここび～
- ⑥にぎわう<にぎわい創出>～催し物がなくても立ち寄れる～
- ⑦ひろげる<利用促進>～稼働率の高い施設～

(2)事業内容

【文化振興ビジョンにおける施策の方針】

- ①芸術文化を身近なものにする・・・「多彩な文化事業を行う」、「文化が育つ場所を創る」
- ②志ある人を育てる・・・「小田原を知る」、「文化の担い手を育てる」
- ③まちの魅力を磨く・・・「地域資源を生かす」、「まちの記憶を伝える」
- ④小田原を発信する・・・「小田原の文化を演出する」、「交流を拡げる」

①そだてる<育成普及>～地域文化の足腰を強くする～：育成事業

市民ホールでは、芸術文化活動を実践している個人や団体などを支援・育成するための事業や新たに芸術文化活動を行っていく市民を育てていくための事業、また、次代を担う世代を育成していく事業などを積極的に展開していきます。

小田原の将来を担う子どもたちや、これまで芸術文化に触れる機会の少なかった市民にむけて、関心をもってもらうためのきっかけづくりとしての体験講座や、活動者の水準にあわせたさまざまな段階における講座やアウトリーチなどを行います。これらの事業は、市民ホールだけで行うのではなく、市内の既存施設と連携し、市内全域での展開を図ります。

また、芸術文化の表現を行う実演家だけでなく、制作者や普及を図るためのファシリテーター、技術スタッフ、鑑賞者・制作者・専門家をつなぐコーディネーターなどさまざまな分野での育成を図るとともに、市民の活動の質を高めるための助言ができる人材を配置するなど、芸術文化に関わる人材や活動を育成していきます。さらに、高い水準の技能を持ち、プロフェッショナルとして活躍できる人材を応援していきます。

- ・ 子どもたちの芸術文化への関心を高める事業
- ・ 市民が芸術文化の魅力に触れるきっかけ体験事業
- ・ 広く市民の芸術文化への関心を呼び覚ます事業
- ・ 舞台芸術を支える職能を学び、目指すための事業

②たのしむく質の高い催し>～創造性を刺激する～：鑑賞事業

芸術文化に触れる鑑賞機会を増やし、身近な場で演劇を観たり、音楽を聴いたりできる環境を整え、芸術文化に親しみ楽しむ市民層を広げ、観客の創造・育成を目指していきます。

これまで芸術文化に触れる機会の少なかった市民などにも市民ホールに足を運んでもらうためのきっかけづくりとなり、芸術文化に触れることで創造性が刺激されるような、国内外の優れた演目を、多様性を持って選択し、小田原ゆかりの公演などを行うなど、戦略を持った鑑賞事業を行っていきます。

鑑賞事業を行っていくことで、市民への芸術文化への理解を促し、市民ホールの認知度の向上などにも繋げていきます。

- ・ 優れた芸術文化を鑑賞する事業
- ・ 小田原ゆかりの文化にかかる鑑賞事業
- ・ 鑑賞を深めるためのレクチャー事業
- ・ 世界の芸術文化に触れる事業

③つくるく市民参加>～創造の輪を広げる～：参加事業

芸術文化活動を行っている個人や団体のみならず、広く市民を対象とし、市民が中心となった、作品創造の機会を提供します。

演奏したり演じたりといった舞台上上がる機会を提供するだけでなく、アートマネジメントやスタッフワークを体験するなど、市民ホールの運営に携わる機会や仕組みを構築し、より多くの市民が市民ホールに関わり、市民ホールの支援者・理解者となってもらうことを目指します。また、つくる過程においては市民ホールだけで完結させるのではなく、市内の他施設を練習場・稽古場、リハーサル会場などとして活用し、市内の文化関連施設の全体的な活性化を目指します。

また、子どもが楽しみながら参加できる場や、お年寄りや障がいのある人も主体的に関わることができる場をつくります。

- ・ 市民自らが参加し、体験する舞台芸術創造事業
- ・ 市民が文化や芸術の運営に参加・参画する事業
- ・ 文化や芸術を支える技能を備える市民を育てる事業
- ・ 市民の意見を取り入れた事業

④つたえるく地域特性の発信>～小田原の魅力をつたえる～：地域発信事業

これまで小田原市で行われてきたさまざまな芸術文化活動や自然、歴史、地場産業などの地域資源を活かし、小田原ならではの創造活動を行い、外部への発信を行っていき

ます。外部へ発信することにより、評価を受け、より高度なものへと昇華させていきます。

また、地域の文化や施設の情報を蓄積し、次世代に伝えていく事業も行っています。

- ・ 小田原を題材にした事業
- ・ 小田原の文化を蓄積し、発信する事業
- ・ 小田原の特性を活かした都市ブランド発信・育成事業

⑤出会う＜交流促進＞～共感のよろこび～：交流事業

小田原市の芸術文化活動を振興していく拠点として、芸術文化を通じた活動や交流の場を提供し、市民と芸術文化をつないでいくだけに留まらず、さまざまな人や情報が集まる場となり、出会いを生み、そこから新たな文化や交流などが生まれていくことを目指します。

また、市内外の文化施設や創造団体、文化活動団体などと積極的に交流を図り、情報の収集・蓄積を行うとともに、市内の様々な活動を行っている既存施設や他都市のホール施設などと連携を図っていきます。

- ・ 芸術文化による交流促進事業
- ・ 異分野交流事業
- ・ 小田原市を越えた広域連携事業

⑥にぎわう＜にぎわい創出＞～催し物がなくても立ち寄れる～：にぎわい創出事業

市民ホールが、芸術文化創造の拠点となるだけでなく、市民がいつでも気軽に集い憩う場となり、芸術文化を通じたまちづくりの拠点となる事業を行っていきます。

また、観光や産業分野と連携した事業の展開や、周辺商店街との協働など、観光資源としても活かすことのできる施設として、エントランスやオープンロビー、周辺空間を活用した事業などを行います。

- ・ 市民ホールにぎわい創出事業
- ・ 気軽に立寄り、楽しめる事業
- ・ まちににぎわいを生み出す事業

⑦ひろげる＜利用促進＞～稼働率の高い施設～：施設提供事業

市民の芸術文化活動や交流活動をさらに広げ発展させていくための支援の一環として、市民ホールの施設を広く貸し出していきます。日常活動の練習や稽古の場として、成果発表の場として、気軽に集まる場として利用して貰えるよう、柔軟性が高くホスピタリティに富む運用を目指していきます。

また、市民への鑑賞機会を提供する創造団体や興行組織などに対して、利用を促進するための営業活動を積極的に行っていきます。

- ・ 市民ホール利用促進事業
- ・ 質の高いサービス・ホスピタリティ提供事業
- ・ 市民への定期情報発信事業

(3) 拠点施設としての連携のあり方

① 周辺との連携

市民ホール周辺の商店街や自治会など、周辺地域との連携はもとより、中心市街地全体も含めた広い視点での、人の流れ、まちのつながりを総合的に考慮していく必要があります。それによって、人やにぎわいをこの地域内だけに留まらず、中心市街地全体、ひいては、小田原市全体の活力をもたらすものと考えられます。そのためには、地区に関わる各事業者や団体、そして行政、市民、NPO 法人等が協働して、イベントの企画等により、まちのにぎわいを創出することで、積極的に活力を生み出し、持続させていく必要があります。

② 小田原市の関連各所との連携

本計画の使命や事業方針を実現するにあたり、行政内の各部署と連携し、効果的な事業運営を行っていきます。

③ 既存施設との連携、役割分担

当市には、生涯学習センターけやき、マロニエなどの施設があり、地域の文化活動の拠点として活動を行っています。これらの施設との役割分担と連携を図っていくことが重要です。

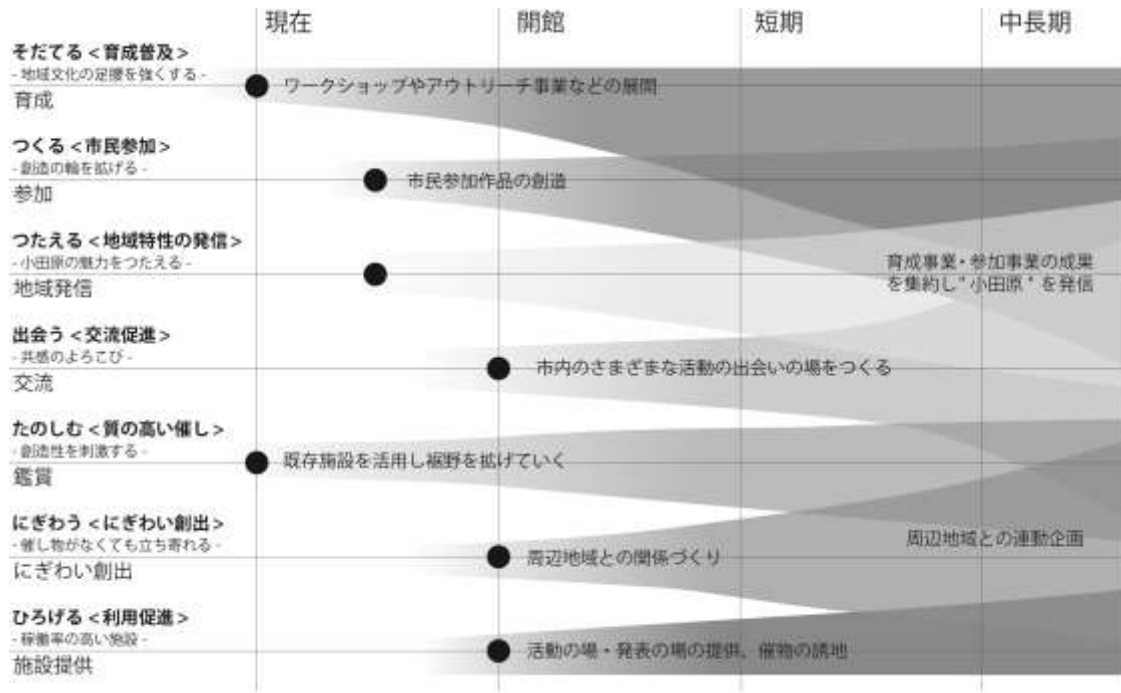
(4) 中長期的な事業展開の考え方

市民ホールでは、7つの事業を互いの要素を盛り込みながら多面的に展開していきませんが、文化振興の効果は短期間で現れるものではなく、その成果が形となり一定の成果として認識できるようになるまでには時間がかかります。そのため、中長期的な視野を持ち、開館までの期間に行う事業、プレ事業、オープニング事業、開館後展開していく事業など、一定の期間の目標を設け、段階的に進めていくなど、計画的に事業を行っていくことが望まれます。

7つの事業の中でも、その期間の目標を達成するために必要な事業に重点的に取り組むなど、全体の事業展開を組み立てていきます。例えば、開館までの期間においては、新たな施設がなくとも既存施設を活用して、アウトリーチ事業やワークショップなど育成事業に重心を置きながら、観客育成に向けて鑑賞事業を行っていくことなどが考えられます。そして、開館直後には、施設をより広く知ってもらうための鑑賞事業や参加事業、交流事業に重点を置いた事業を展開し、裾野を広げていくことを目指していきます。同時に育成事業により人材の育成を図り、交流事業により活動を行っている市民や団体などのネットワークを構築していきます。それらの活動を一定期間積み重ねていくことで、長期的には小田原らしさを発信していく地域発信事業を展開していくための素地を作り上げていくことなどが考えられます。

また、区切りとなる時期においては、小田原市の芸術文化活動の状況、取り巻く社会状況の変化なども鑑みながら、その後の方向性について、当初の計画どおり進めるのか軌道修正するのかなど、計画自体を見直していく必要があります。

【中長期的な事業展開のイメージ】



(5)開館までの事業展開

①現時点からの事業展開

市民ホールを小田原の創造的な活力の源としていくには、そこで展開される活動を市民が核となって創りだして行く作業は不可欠なものです。

現在、小田原市においては、市民による音楽フェスティバルや小田原城ミュージックストリートなど市民と協働して行う事業や、既存施設を活用した鑑賞事業、次世代に向けたアウトリーチプログラムなどさまざまな文化事業を展開しています。これらの活動を市民ホールの開館後の事業展開につなげられるよう、“育成”に重点を置き、文化活動の担い手形成とソフトの充実を実施していきます。

● 活動の担い手の育成

文化の中間支援、文化をサポートする技術を習得する事業や子どもや青少年を対象とした育成事業などを行い、芸術文化活動の担い手となる市民の活動を支援するとともに、これまで活動を行っていなかった市民に対しての働きかけを行っていきます。

アートマネジメント講座や、チラシや広報紙を作成するワークショップなど活動を支える側を育成する事業を行い、開館後の施設運営につなげていきます。

● 鑑賞者の育成

現市民会館をはじめとする既存の施設を活用し、芸術文化を鑑賞し楽しむ市民を増やしていきます。

● 次世代の育成

小田原市の未来を担う子どもたちが、芸術文化活動に触れ体験する機会を提供するために、アウトリーチ事業やワークショップなどを展開します。

これは、現在も行われている、高校生を対象としたワークショップやこどものためのワークショップ、学校へのアウトリーチなどを基とし、開館までの期間を利用し体系立てて行っていきます。

②プレ事業

市民ホールの開館前の時期には、整備される新施設の広報活動も兼ねて、プレ事業として実施していきます。

その時期には、開館後の事業の継続性を考慮したスタッフの円滑な運営体制がとれるように計画していきます。

● プレイベントの実施目的

- ・施設広報
- ・市民ホールの事業方針・事業内容の明確化
- ・事業運営・施設管理におけるスタッフの習熟、ノウハウの蓄積

4.施設計画

(1)基本的な考え方

市民ホールは、以下の7つの施設整備の基本的な考え方に基づき、基本理念の実現に向け施設で行われるさまざまな活動に対応する諸機能を、適切に配置します。

また、長期にわたり市民に愛され利用される施設とするため、芸術文化の多様性や将来のニーズの変化にも対応できる施設計画とするとともに、ハレの場にふさわしいクオリティを確保し、過剰なしつらえは控え、イニシャルコストやランニングコストに配慮した、シンプルで使いやすい施設を目指します。

- ①芸術文化創造の拠点
- ②機能的で使いやすい施設
- ③人にやさしい施設
- ④にぎわいの創出
- ⑤景観への配慮
- ⑥環境との調和
- ⑦防災対策

①芸術文化創造の拠点

中心市街地に立地する恵まれた条件、歴史や文化的雰囲気豊かな環境を活かし、小田原市の芸術文化活動の拠点として市民や来訪者が気軽に集い活動が展開できる施設としていきます。

また、芸術文化活動を展開する場として有するべき諸機能を適切に配置し、利用しやすい動線の確保、諸機能が相互連携しやすい配置などを検討していきます。

②機能的で使いやすい施設

芸術文化活動や交流活動を展開していく施設として、その活動の特性を考慮した使いやすい施設としていきます。

例えば、荷捌き空間を持った搬入口を、大ホール、小ホール、ギャラリーなどに対応して設置し、搬入物の移動ルートを適切に計画するとともに、側舞台や、楽屋まわり、倉庫などのバックヤード機能は、必要十分な諸室と大きさを確保し、使いやすい施設とします。

特に、ピアノの使用に当たっては、スタジオ、ギャラリー、ロビーなど、使用が想定される諸室間を円滑に移動できるよう計画します。

また、大ホール、小ホールのホワイエまわりにおいては十分な空間を確保するとともに、上演している時以外でも活用できるよう工夫します。オープンロビーにおいては、雨天時の施設利用者の滞留に配慮するとともに、にぎわいづくりのための活動などに活用できるよう計画します。

さらに、運営面においても、出演者が多い場合に楽屋以外の部屋を利用したり、ギャラリーが手狭な場合に他の機能の室も併用できるなど、場面に応じたフレキシブルな対応をとれるようにしていきます。

③人にやさしい施設

障がい者や高齢者、子どもなど、妊産婦、子ども連れの方、誰もが快適で安全に施設を利用できるよう、『高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律』（バリアフリー法）、『神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例』（バリアフリー条例）に則ることはもとより、ユニバーサルデザインに十分に配慮した計画としていきます。

障がいがある方が舞台上上がることができること、満足な鑑賞環境を整えること、スロープやエレベータなどにより施設内の移動が円滑にできること、必要な部分へ適切に手すりが設置されていることなど、災害時の対応も含め、施設計画において十分な検討を行っていきます。

さらに、視覚障がいのある方にわかりやすいサイン計画とするとともに、聴覚的補助機能の整備などを検討し、あわせて、物理的な対応に加えて、人的な対応も検討し、人と人が支えあうことができる運営方法を考えていきます。

また、授乳のできる場所も適宜用意し、より多くの市民が利用しやすい施設とします。

【市民ホール建設にかかる関連法令等】

- ・『高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律』（バリアフリー法）
- ・『神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例』（バリアフリー条例）

④にぎわいの創出

周辺地域と連携し芸術文化活動を通じたまちづくり、地域づくりの拠点となり、周辺地域をはじめとする市域全体の活性化やにぎわいを生み出していくことを目指した施設計画とします。

建設予定地周辺は、小田原駅や主要な街道に近く、文化や観光、社会経済の拠点として栄えてきたことから、にぎわいの感じられる空間とすることや回遊性を高めることが求められています。

このため、お堀端通り沿いについては、十分な広場を設け、アート活動やイベントを行うことができるようにするなど、にぎわいの創出を図ります。

⑤景観への配慮

箱根連山を背景に、小田原城跡の美しい水と緑、市のシンボルである城郭を正面に臨む恵まれた自然・歴史環境を生かし、質の高い都市景観を形成することが求められています。

このため、「小田原市景観計画」に基づき、建築物の壁や屋根を低彩度の落ち着いた色調とすることや、経年変化により落ち着いた表情を醸し出す素材を採用すること、周辺の植栽等を含めたランドスケープデザインを検討することなどにより、歴史的・自然的な空間と一体となった、落ち着きが感じられる快適な景観を形成します。

さらに、お堀端通り沿いについては、十分な広場を設けること、建築物の高さを抑制すること、ボリュームを感じさせないデザインとすることなどにより、沿道空間に圧迫感を与えないよう配慮します。

【ホール整備地区の景観にかかる制度】

- ・高度地区（第4種高度地区。最高の高さ：31m。前面道路(市道 0003)からの高さ制限)
- ・三の丸地区計画（ホーリング場、スケート場及び風営法にかかる施設などの用途の制限)
- ・小田原市景観条例（景観計画重点地区(小田原城周辺地区)）

⑥環境との調和

小田原市環境基本計画では、「良好な環境のもとで、すべての人々が心の豊かさを感じられ、健康で幸福な生活を営むことのできる故郷（ふるさと）」を望ましい環境像と決めました。

小田原市環境基本計画に基づき、建物の熱負荷抑制、自然エネルギーの利用、設備システムの効率化・効率的運用と二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量が低減できる施設や設備を検討し、環境への負荷の少ないまちづくりに貢献します。

施設の対応性・更新性を向上させる長寿命化などを検討し、省資源・循環型社会を目指したまちづくりに貢献します。

敷地内に植栽を施し、土や芝生の路面を増やし、都市の温暖化を抑制するとともに、緑あふれる都市環境を創出することで、身近な自然とのふれあいを目指したまちづくりに貢献します。

⑦防災対策

2011年3月11日の震災を機に、防災対策への市民の意識は急速に高まっており、市民ホールも防災機能を高めていくことが求められます。

強い揺れに対して崩壊しない建築構造の確保や地盤の流動化に対する対策などを、十分研究するとともに、津波や高潮などが発生した場合、一時的な避難施設として使用できる施設計画や管理運営方法、さらには、被災後、最低限の設備機能を維持・稼働させるための、エネルギーを確保するための設備の設置や機械室の配置・仕様について検討していく必要があります。

先の震災では、公立文化施設を一時的な避難場所として使用したり、自衛隊などの救助活動の拠点や公官庁機能の業務拠点として活用された事例があります。

こうした観点から、諸室を様々な用途としてフレキシブルに使えるよう、シンプルな施設計画としておくことや、防災倉庫などの災害対策における必要な機能の確保について、配慮することが必要です。

また、救助や避難だけでなく、2次的な支援として、芸術文化が人々の心を癒し、避難生活や再起に向かう人々の心の支えになったことが報道等で多くとりあげられました。こうした背景から、ホールがもつ本来の役割が災害に対し大きな力を発揮することが考えられ、被災後の施設の早期再開・事業実施を可能とするような建築的、運用的対応の研究をし、市民ホールが市民をつなぐ力となることを目指します。

(2)施設内の連携

整備する各機能は、遮音や振動への対策に配慮し、それぞれ独立した活動が行えるように計画しますが、各機能が連携して利用できるなどの弾力性も確保します。例えば、大規模の展示のイベントで、ギャラリーとスタジオを連携して利用することや、出演者が多い場合に楽屋以外の部屋を利用することなど、施設内の連携について配慮します。

また、備品であるピアノなどが、各ホールやロビー、展示室、練習室などへ円滑に移動できるような動線を確保することなどの工夫をしていきます。

そうした多彩な利用の可能性を確保し、現時点での想定を超える市民活動の展開を期待します。

(3)各機能の概要

①大ホール系機能

大型の舞台芸術の上演機能を備えるとともに、音響反射板を設置し生音の響きを活かすことのできる多目的なホールを目指します。この大ホールでは、多くの市民が優れた芸術文化を身近に鑑賞することを主たる目的とする一方で、市民の芸術文化活動の発表の場としても機能します。

舞台	<ul style="list-style-type: none">◎クラシック音楽、ポピュラー音楽などの音楽芸術、オペラ、バレエ、ミュージカル、演劇、歌舞伎などの舞台芸術、各種ジャンルの公演、市民による各種芸術文化活動の発表、市民集会、学校の入学式や卒業式、事業所の総会などの用途が想定されます。◎本格的な舞台芸術作品の上演から、音響反射板を設置した音楽利用まで高度に対応できる多目的型とします◎本格的な舞台芸術作品の上演に対応できる充実した舞台設備を備えます◎プロセニアム形式の舞台を持つホールを基本とします◎可動式音響反射板を備えることで、生音の響きを活かす音楽利用にも十分に対応できる機能を備えます。◎大型搬入車両（ガルウイングにも対応）による荷捌きが可能な搬入口を備えます◎十分な側舞台を確保します。◎舞台に隣接して楽器庫、十分な舞台備品倉庫などを計画します
----	---

<p>客席</p>	<p>◎客席は1,200席程度とします。</p> <p>◎多層バルコニー席を備え、1階席のみの利用において、700席から800席程度の利用でも空席感なく利用できるようにするとともに、舞台からの視距離を極力短くするように配慮します。</p> <p>◎固定客席を基本として、オーケストラピットなど一部可動する機能を備えます。</p> <p>◎舞台から発せられた音を客席全体に有効に響かせることができる客席形状を工夫します。</p> <p>◎客席後部に各種調整室、多目的室を配置します。</p>
<p>付随機能 (小ホール系機能と共用可能なものを含みます)</p>	<p>◎ロビー・ホワイエには、バーカウンター、トイレ(女性数に配慮・多目的トイレを含む)、主催者事務室、客席係控室、クローク(一部ロッカーでの対応も検討)、付随する倉庫などを計画します。催物のないときには、にぎわいの場として有効利用できることにも配慮します。</p> <p>◎楽屋は、十分な設備を備えた大・中・小楽屋を不足のないように計画します。</p> <p>◎楽屋エリアには、舞台技術スタッフ控室、アーティストラウンジ、給湯室、トイレ(多目的トイレを含む)、シャワー、洗濯・乾燥機スペース、主催者控室(楽屋口に隣接)を計画します。</p>

②小ホール系機能

多くの市民自らが芸術文化活動を発表・上演するとともに、優れた公演を鑑賞することのできるホールを目指します。特に音響反射板を設置した時には、生音の響きを十分に活かすことのできるホールとして計画します

<p>舞台</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◎クラシック音楽、ポピュラー音楽などの音楽芸術、ミュージカル、演劇などの舞台芸術、各種ジャンルの公演、市民による各種芸術文化活動の発表、市民集会、事業所の総会などの用途が想定されます。 ◎多目的な機能を備えたホールとして計画しますが、音響反射板を設置した状態では、生音の響きを生かした音楽利用が十分可能なホールとします。 ◎可動式音響反射板を備えます。 ◎併せて、必要な舞台設備を整備する計画とします。 ◎大型搬入車両（ガルウイングにも対応）による荷捌きが可能な搬出入口を備えます。 ◎舞台に隣接して楽器庫、十分な舞台備品倉庫などを計画します。
<p>客席</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◎300席程度の固定席とします。 ◎張り出し舞台が容易に実現できるように、一部取外し可能な席とします。 ◎客席後部には、各種調整室及び多目的室を配置します。
<p>付随機能 (大ホール系機能と共用可能なものを含みます)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◎ロビー・ホワイエには、バーカウンター、トイレ（女性数に配慮・多目的トイレを含む）、主催者事務室、客席係控室、クローク（一部ロッカーでの対応も検討）、付随する倉庫などを計画します。催物のないときには、にぎわいの場として有効利用できることにも配慮します。 ◎楽屋は、十分な設備を備えた大・中・小楽屋を不足のないように計画します。 ◎楽屋エリアには、舞台技術スタッフ控室、アーティストラウンジ、給湯室、トイレ（多目的トイレを含む）、シャワー、主催者控室（楽屋口に隣接）を計画します。

③展示系機能

平面作品だけでなく、多様な表現を持つ同時代の芸術作品、立体作品や工芸作品の展示に対応できるものとして計画します。また、多様化するアートシーンに対応できるよう、創造系機能諸室などと連携した利用が可能な計画するほか、集会など幅広い利用への対応ができるように検討します。

ギャラリー	<ul style="list-style-type: none">◎大型の作品を展示できるように、4m程度の天井高さを備え、350㎡程度の広さとします。四周を展示壁面としますが、可動展示パネルにより、壁面長を補うと共に、小展示空間としてそれぞれ単独利用できるように自在な展示空間を作れるようにします。◎展示される作品は、平面作品だけでなく立体や生花など様々な利用に加えて、関連するワークショップや講演などの利用も計画します。◎一定期間の展示を行うことで、にぎわいが創出できるような配置計画とします。◎ホールと連携した企画も行える様な計画とします。
準備室	<ul style="list-style-type: none">◎展示のための準備を行う機能を備えます。◎様々な展示に配慮するため、水場や作業台などに加えて必要な備品庫などを配置します。
備品庫・収納他	<ul style="list-style-type: none">◎展示台や展示照明、脚立や高所作業台、展示の準備を行なう備品などを収納しておくための部屋を付属させます。◎展示系機能で専用に利用できる搬入口を計画します。

④創造系＋支援系機能

市民が芸術文化の創造活動を行う場として、またその日常的な活動を支援するための機能を備えた諸室を計画します。

大スタジオ	<p>◎舞台芸術を創造するための室とします。</p> <p>◎大ホールの主舞台に準じる広さ（330～350 m²程度）を備え、舞台芸術を創造するための設備や機能を備えます。大道具や舞台照明、舞台音響設備を仕込んだ練習やリハーサルもできるようにします。</p> <p>◎小規模な公演などを行える室とします。</p> <p>◎客席を仮設することで小規模な公演などを行えるように計画します。平土間で固定の客席を持たないことから、任意の位置に舞台や客席を設定でき、舞台芸術や音楽芸術の公演だけでなく、自由な発想での利用を期待します。そのために必要な遮音及び静音性能も備えます。</p> <p>◎催し物の内容によって、ホールの楽屋、展示、懇親会会場として利用できる機能を備え、動線にも配慮します。</p>
中スタジオ	<p>◎小規模の練習やリハーサルが行なえる室とします。</p> <p>◎中スタジオは一つ以上計画し、必要な広さと機能を備えます。また、本番前の声出しや音出しなどの利用も想定します。</p>
小スタジオ	<p>◎数人でのアンサンブル、本番前の音出し、声出しなど、個人や少人数での練習やリハーサルなどが行える室とします。</p> <p>◎中スタジオより小規模なスタジオを複数計画します。</p> <p>◎肉声や生音の楽器の練習に適したスタジオと、電気楽器を使用できる吸音性能と遮音性能を備えたスタジオが同室程度となるよう整備します。</p> <p>◎ピアノやドラムセットを常設する室を設けることも検討します。</p> <p>◎録音設備など、音響映像などの創作活動が可能な機能を備える室の設置も検討します。</p>
ワークショップ ルーム	<p>◎会議や小規模のレクチャーなどが行える室とします。また、その必要な機能や設備を備えます。</p> <p>◎ワークショップルームは複数計画し、必要に応じて隣室と一体利用ができるなど、利用によって室の大きさが可変できるようにします。ただし、隣室間では、一定の遮音性能を備える必要があります。</p> <p>◎小規模な展示空間としても対応できるようにします。</p>

創造スタッフ室	<p>◎積極的に市民参加活動を行なっていこうとする市民（あるいは団体）の活動拠点となる室とします。</p> <p>◎打合わせや印刷など、市民活動が行える機能と設備を備えます。</p> <p>◎団体間の交流の場となることも想定します。</p>
更衣室	<p>◎各スタジオで練習やリハーサルを行うための更衣室を男女別に整備します。また、併設してシャワー室やトイレなども計画します。</p> <p>◎各スタジオを利用するために手荷物を預けることのできるロッカーを計画します。</p>
ピアノ庫・楽器庫	<p>◎各スタジオで使用するピアノや楽器等を収納するためのピアノ庫・楽器庫を整備します。</p>

⑤交流系機能

市民が日常的に集い、交流する、小田原における人間的交流の場であり、にぎわいづくりの場として、気軽に訪れ、利用のできるスペースとして計画します。

オープンロビー	<p>◎市民ホール全体の共有ロビーとして計画します。全ての施設利用者の主たる出入口であるとともに、インフォメーション、情報アーカイブス、チケットカウンターなどの機能を備えます。</p> <p>◎オープンロビー利用者のためのトイレ(多目的トイレを含む)を計画します。</p>
レストラン・カフェ	<p>◎飲食が可能な設備と厨房を計画します。</p>
託児室	<p>◎子どもを同伴して来館された方が、鑑賞や活動の間、一時的に子どもを預けることのできる託児の機能を有した多目的に利用できる室を計画します。</p> <p>◎子どものための更衣や手洗い、トイレなどを備えます。</p> <p>◎大小ホール機能に関わらず、施設利用者が誰でも利用できるよう、設置場所に配慮します。</p>

⑥管理機能、その他

市民ホールを管理運営していくために必要な機能として、以下の諸室を計画します。

管理事務室	◎施設全体の管理運営を行うために 20～30 名程度の職員が執務できる事務室を計画し、施設全体を管理するのにふさわしい位置に配置します。 ◎この部屋には付随して、応接室・会議室・技術者控室・更衣室（ロッカー室を兼ねる）、利用者カウンターなども計画します。
倉庫	◎オープンロビーでの利用を想定した倉庫を整備します。
機械室	◎電気、機械、水道など施設に必要な機械室を適宜整備します。
その他	◎清掃・維持管理職員などの控室として計画します。 ◎防災センターなど監視機能を備えた室を計画します。 ◎救護、授乳など多目的に利用できる場所を、複数用意します。

⑦駐車場、自転車等駐車場

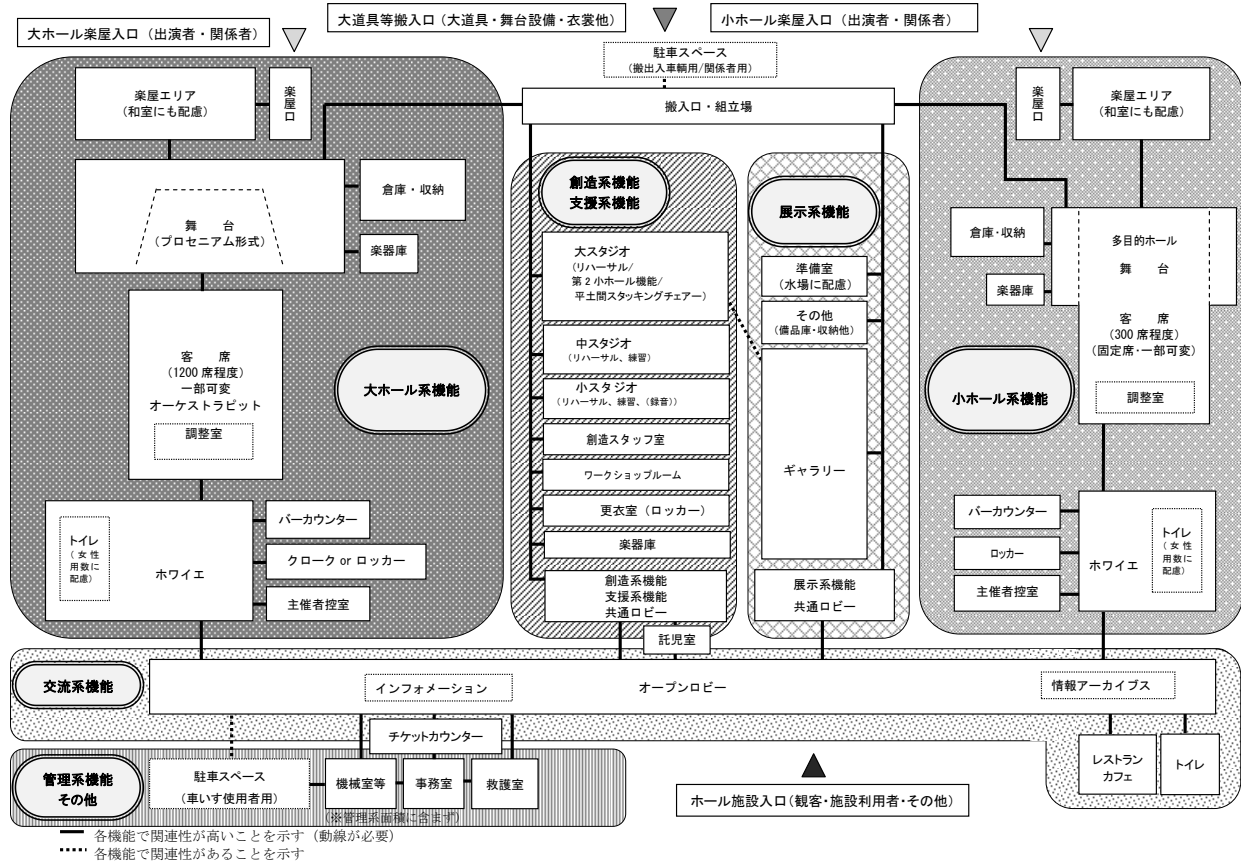
駐車場については、計画敷地内には業務を行う上で必要な台数分（40～50 台程度）を確保し、その他については、周辺の駐車施設の利用を基本とします。なお、車いす利用者用駐車場や、高齢者や障がい者の送迎について配慮した計画とします。

また、自転車等駐車場についても適宜計画します。

(4)施設規模

市民ホールは全体で 10,000～11,000 m²程度を予定しています。
各機能の面積は以下を想定しています。

区分	想定面積
①大ホール系機能	3,800 m ² 程度
②小ホール系機能	1,600 m ² 程度
③展示系機能	450 m ² 程度
④創造系・支援系機能	1,000 m ² 程度
⑤交流系機能	550 m ² 程度
⑥管理系機能、その他	—



5.管理運営

(1)基本的な考え方

市民ホールは、現市民会館の建替えといった狭い範囲にとどまらず、芸術文化創造センターとして、小田原市の芸術文化を通じたまちづくり、文化都市の創造につなげる活動を展開していく“機関”として整備します。そのためには、施設の整備だけでなく、機関を運営していくための体制やシステムを開館までに整えていく必要があります。

運営主体を早期に組織することにより、実施する事業や活動、運営計画等に即し、使いやすく無駄のない機能を見極め、設計に反映させることが可能です。また、ワークショップやアウトリーチ、鑑賞事業などを先行して行うことで、運営ノウハウや鑑賞者の開拓、リサーチなどを重ね、開館後の運営イメージや方向性を確定していくことができます。さらには、実際の運用をふまえた利用のルールづくりなどを事前に検討することができます。

詳細については、今後、基本構想、基本計画での考え方をもとに、「管理運営計画」として、とりまとめていくこととしますが、芸術文化創造センターとして、施設の持つ設備を十分に活かした活動が行えるよう検討を進めていきます。

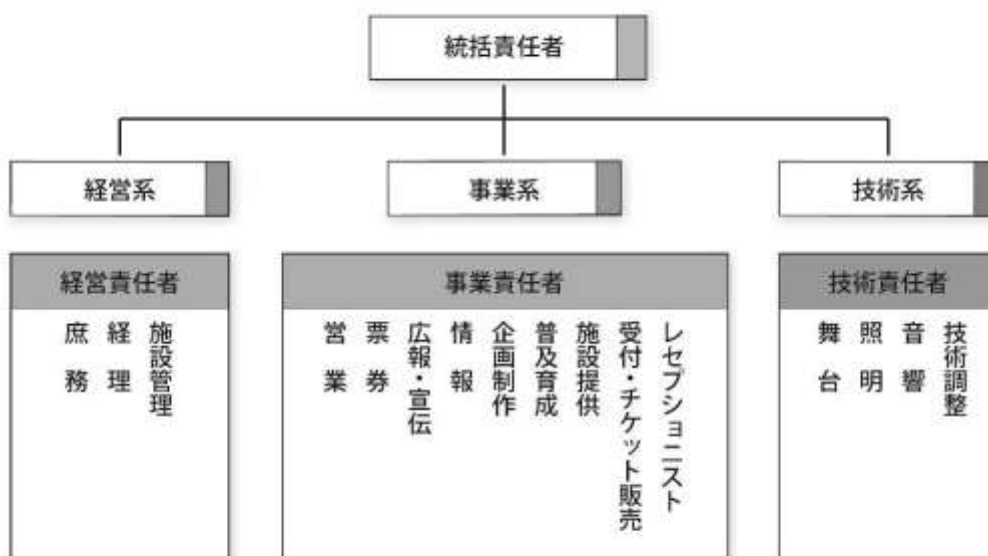
(2) 運営組織

① 組織・体制の方向性

市民ホールの理念を実現するための事業や活動を展開していくにあたり、基本構想で打ち出されている、「専門性の確保」と「市民参加」を適切に実現し、車の両輪のように動いていく組織が求められます。

以下の点をふまえ、組織体制を検討します。

- ・ 専門的人材の登用
- ・ 芸術文化活動の展開に求められる柔軟性
- ・ 事業の継続性を担保する持続可能性の確保
- ・ 地域へのノウハウの蓄積
- ・ 市民との協働
- ・ 企業メセナの活用や公的組織からの助成金・補助金の獲得などによる自主採算性の向上をめざした職能の配置



各部門においては責任者の配置が必要ですが、事業における責任者については、芸術監督制、プロデューサー制などさまざまな形態があり、また、施設を運営する組織によってもその位置付けなどが変わってくるため、今後更に検討していきます。

職員の雇用形態については、管理運営の方法により異なることが想定されます。また、全ての職能を管理運営を担う組織に内在させるのではなく、必要に応じて、外部への業務委託、ボランティアの活用などを行っていくことが考えられます。

②管理運営母体の考え方

基本構想で整理されているとおり、現在、公の施設の管理運営の方法は、小田原市が直接運営を行う「直営」か、特定の事業者を「指定管理者」として指定し管理運営業務を代行させるかのいずれかになります。施設の理念を達成していくためにより相応しい手法を選択していくことが求められます。

また、指定管理者の選定方法には広く事業者を公募により選定するものと、非公募により特定の指定管理者を行政が指定するという二通りがあります。指定管理者制度を導入する場合には、施設の目的を実現するための適切な管理運営を行っていくために、選択の手法の他にも、指定期間、業務範囲、指定管理料などを適切に設定していきます。

いずれの場合においても、施設の設置者である小田原市が市民ホールを活用して、どのような文化政策を実施するのかを明確にし、その実施において、最も適切で効果的な運営を行える制度を選択し、運営内容を適切に評価していくことが重要です。

	特 徴
直 営	<ul style="list-style-type: none"> ◎文化芸術振興の中核拠点として、市の文化振興ビジョンに則った芸術文化関連事業の主體的な実施、市民ホールの基本理念を反映した運営、事業展開が期待できます。 ◎芸術文化活動を展開していく施設において欠かせない柔軟な運営が困難であることや、専門性を有する職員の位置付けなどの課題があります。 ◎経営といった意識を持ちにくく、緊張感を持った管理運営が行われにくくなります。 ◎会計制度が単年度会計であり、複数年にわたる事業展開が困難です。 ※新しく整備される施設においては、光熱水費など特に維持管理に関する経費について事前の想定は行うものの正確な算出が難しいことなどから、開館当初の一定期間は直営としている事例もあります。その場合、後に指定管理者制度へ移行した際に、適切な指定管理料の算定が可能となり、また、モニタリングについても的確な観点を持つことが可能となります。
指定管理者 制度導入	<ul style="list-style-type: none"> ◎民間事業者のノウハウを活用し、戦略的かつ効果的な事業展開、多様化する住民ニーズへの柔軟な対応、住民サービスの向上と経費節減等が期待できます。 ◎有期限である指定期間での評価を実施することで緊張感のある運営が可能となり、事業や運営において形骸化が避けやすいと考えられます。 ◎芸術文化といった長期的な視点をもつべき分野においては、継続性が確保されることが望まれますが、指定期間は有期であり、事業展開の継続性への懸念があります。特に市民との関係性を重視する場合、有期であることは、関係性の構築において懸念されます。

	<p>◎行政に芸術文化事業に関するノウハウの蓄積が期待できません。</p> <p>◎通常の物品についての入札制度のように、指定管理料の多寡に重点を置いたものとなりやすい。事業者を求める運営内容や質を重視した仕様・評価基準づくりを丁寧に行う必要がある。</p> <p>※選定手法として、公募せずに特定の事業者を指定する場合と広く公募する場合があります。ホール施設においては、専門的な舞台機構を有する施設の管理に加え、芸術文化に関する活動を展開する専門性を有する施設であることから、非公募により高い専門性と経験を持つ特定事業者を指定管理者として選定を行っている事例も見られます。</p>
--	---

(3)施設利用

①運営システム

市民ホールの運営にあたっては、公共の施設として一定の規則に則った運営とするため、運営システムを構築していく必要があります。運営システムは、利用者の意見を取り入れながら、芸術文化の拠点施設として、活動の特性に適したものとします。また、その上で、柔軟性をもった運用を行うことも求められます。

(ア)開館時間、休館日設定の考え方

近年は特定の曜日を休館日とする定期休館日を設けず、施設や設備の保守点検などのために臨時あるいは不定期に休館することで、より多くの住民に利用の機会を広げようとしている施設も増えていきます。ただし、休館日が少ないことは、維持管理費や人件費の増加にもつながります。市民ホールの開館時間、休館日の設定については、利用者の利便性、職員体制などのバランスに配慮しながら、今後検討していきます。

【参考：現在の市民会館】

開館時間：午前9時から午後10時(利用申込み等の受付時間は午後8時まで)

休館日：月曜日・国民の祝日の翌日、年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)

(イ)利用申請、利用日数の考え方

新しく整備されたホール施設においては、施設の設置目的を達成するための施設として、芸術文化活動での利用を優先できるようなシステムを導入している事例もみられます。たとえば、芸術文化活動での利用は申込期間を先に設け、そのほかの利用については、時期を遅らせて受け付けを開始するなどです。芸術文化活動に適した設備を有した施設として、より一層文化芸術活動の振興を図るための利用を促進していこうとの考えによるものです。その場合には、複数の申し込みが重なった場合には、抽選により利用者を決定するのではなく、利用希望者から申請を受け付け、希望日程の調整などを行う期間を設けている事例も増えてきています。申請時期についても、ホール系機能、展示機能、創造系機能、支援系機能とそれぞれに適切な申請時期を設定していきます。

また、利用日数については、展示などにも対応できる日数を設定していきます。諸室の使われ方により、それぞれに日数を設定していくことも検討します。

【参考：現在の市民会館】

申請時期：12か月前

利用日数：連続5日まで

②収支の考え方

市民ホールは、市の文化施策を体現してくための機関として整備、運営していきます。そのため、一定の経費負担は市が行うものとしませんが、市民ホールが継続性を持って活動を展開できるように、市の経費負担に頼るだけでなく、経営的視点を持ち自主採算性を高めていく努力を行っていきます。

(ア)使用料収入の確保

公立文化施設の収入は、施設の使用料収入と事業の実施に伴う事業収入が大きな柱となります。受益者負担の考えを基本として使用料金を設定するとともに、施設の利用促進のための営業活用を積極的に行っていきます。

(イ)外部資金の導入

事業活動における自主採算性の向上をめざし、公的な助成金や補助金の獲得や企業のメセナ活動による協賛金やスポンサードなどの獲得に向けて、積極的に活動を行います。

(ウ)ファシリティマネジメント

設計、施工、開館後の管理運営までを総合的にとらえ、効果的・効率的な保全や運営を行い、ライフサイクルコストの低減化をめざしていきます。

③評価について

施設の運営に対しては、さまざまな手法・基準での評価が可能です。

市民ホールでは、基本理念を達成するための運営や事業展開を適切に行っているかを定期的に確認・検証していきますが、運営者自らが行う自己評価、外部による第三者評価など異なる視点で評価を行っていきます。第三者評価については、市民が参画していくことも想定します。

評価の項目については、①事業内容やその結果、また派生的効果等の分析を通じてどの程度達成されているかを評価する、設置目的に対する評価、②利用者や観客へのサービス等のホスピタリティの水準、施設の維持管理等について評価する、施設運営に対する評価、③組織運営や財政状況、マーケティング等について評価する、施設経営（マネージメント）に対する評価などが考えられます。

なお、評価の実施については、データ収集・作成などに多大な作業を要する可能性があり、それに伴いコストも発生します。それらのコストなども勘案した評価を実施していきます。

(4)市民協働組織

①基本的な考え方

市民ホールの活動により地域文化の振興を図り、まちを活性化していくためには、理解者・支援者となり、ともに活動を担う市民が増えていくことが必要です。そのためには、多くの市民がホール運営に参加できる体制をつくることが求められてきます。基本構想で整理されているように、専門性の確保と市民参加を車の両輪と考え、市民がホール施設に関わっていく形態を検討することが必要です。

②市民の運営参加の事例

市民が運営に参加する事例として、事業や運営に参加していくものと、事業や運営について評価に関わっていくものがあります。

(ア)事業・運営への参加

市民参加の運営方式にはさまざまな段階や形態があります。市民の関わり方をどのように設定していくかは、管理運営の方法により大きく異なることが想定されます。管理運営主体の適切なあり方を検討していく中で、市民との関わり方についても、その可能性について併せて検討していくことが必要です。市民のためのホールとして、より市民の参画が期待できる枠組みを設けていきます。

【市民協働の分類】

鑑賞者としての参加	◎多くの市民が施設の自主事業としての公演を鑑賞することにより、ホールの認知度が上がるとともに経済的な循環が生まれ、自主事業の質の向上や施設の有効活用へとつながっていく。 ◎「友の会」等への参加により、間接的に施設を支援するケースもある。
参加型事業への参加	◎単に鑑賞するにとどまらず、ホールが創作する事業に出演者やスタッフとして参加する活動などが公立文化施設における市民参加のかたちとして、事例が多い。市民参加事業の形態も多様であり、プロのアーティストが中心となって市民が部分的に参加するものから、市民だけで全てを作り上げるものまでさまざまな形の事業が行われている。 ◎舞台芸術事業だけでなく、講座やワークショップなど体験型事業などに市民が参加する事例もある。この体験型事業への参加が、施設運営への参加へとつながっていくこともある。
運営への参加	◎公立文化施設においては、市民が運営にボランティアとして参加する事例が多い。基本的には、劇場の自主事業における運営補助を行う。専門的な知識がなくても、講習会や先輩ボランティアからの指導などによって対応可能な業務が中心となる。その他、市民の専門知識や経験を活かしたボランティア業務もある。

	<p>◎舞台技術などの専門性が要求される裏方業務を市民が担う場合もあるが、その場合、当該地域に民間業者が存在しないという事情からはじまった場合が多い。その場合には、技術研修を行い、有償ボランティアとして活動することもある。</p> <p>◎ボランティアの対価として、地域通貨を導入する試みもある。</p>
事業企画・推進役としての参加	<p>◎市民自らが芸術文化活動を創造・推進するため、市民がニーズにあった事業の企画を立て、それを運営・実践していく。</p> <p>◎養成講座などの育成事業を実施するなど、施設から活動を仕掛け、人材を育成していくことが求められる。</p> <p>◎事業の企画・運営に関わる方法や、事業全体の一定割合について複数の企画組織がそれぞれ得意な分野を担当していく方法など、方法はさまざまあり、ホールの運営に適した方法を選択していく。</p>
施設の管理運営者としての参加	<p>◎市民参加の発展した形として、施設運営を市民組織が担う事例も全国に出てきている。</p> <p>◎市民組織が NPO として法人化が可能となったことや、指定管理者制度の導入により民間組織が公の施設の管理運営を担えるようになり、行政のパートナーとしての市民参加が可能な状況になっている。</p>

施設運営への市民参加にあたっては、参加形態や有償・無償を問わず、参加する市民の一人ひとりが公立文化施設のスタッフとしての責任を自覚し、接客や施設設備の取扱いには様々なリスクが伴うことを認識する必要があります。リスクの発生を防ぎ、サービスの水準を維持するため、継続的な研修の実施や第三者評価の導入が想定されます。

市民ホール運営における市民協働については、市民の生活環境や運営参加に対する意向が多様であることを踏まえ、上記の分類のいずれかに限定することなく、様々な参加形態を設定して市民の熱意や意欲に応じていくことが望まれます。

(イ) 評価への参加

評価に市民が参加していく場面としては、大きく市の文化政策などを審議・評価するものから、具体的な市民ホールの設置目的や基本理念に対しての施設評価を行うもの、管理運営を担う組織に対し施設運営を評価するものなどが想定されます。

施設評価においては、掲げている基本理念に基づき、周辺地域への影響や小田原市に及ぼす効果などを全体的に評価していきます。

6.整備推進方針

(1)敷地計画

①敷地条件

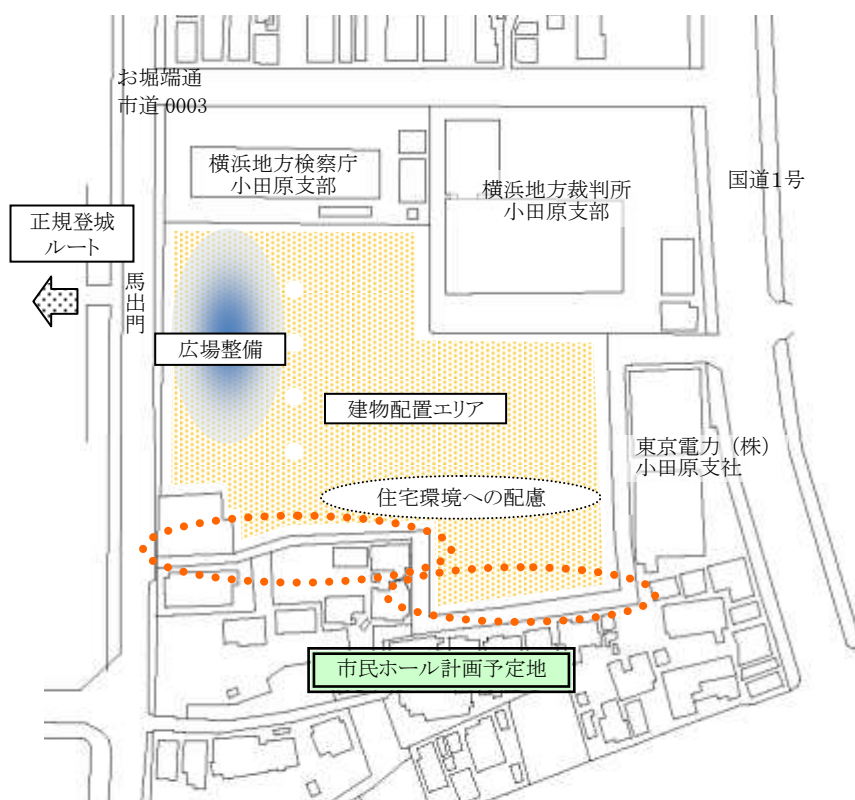
【地 番】小田原市本町一丁目138番6ほか

【敷 地】約10,000㎡

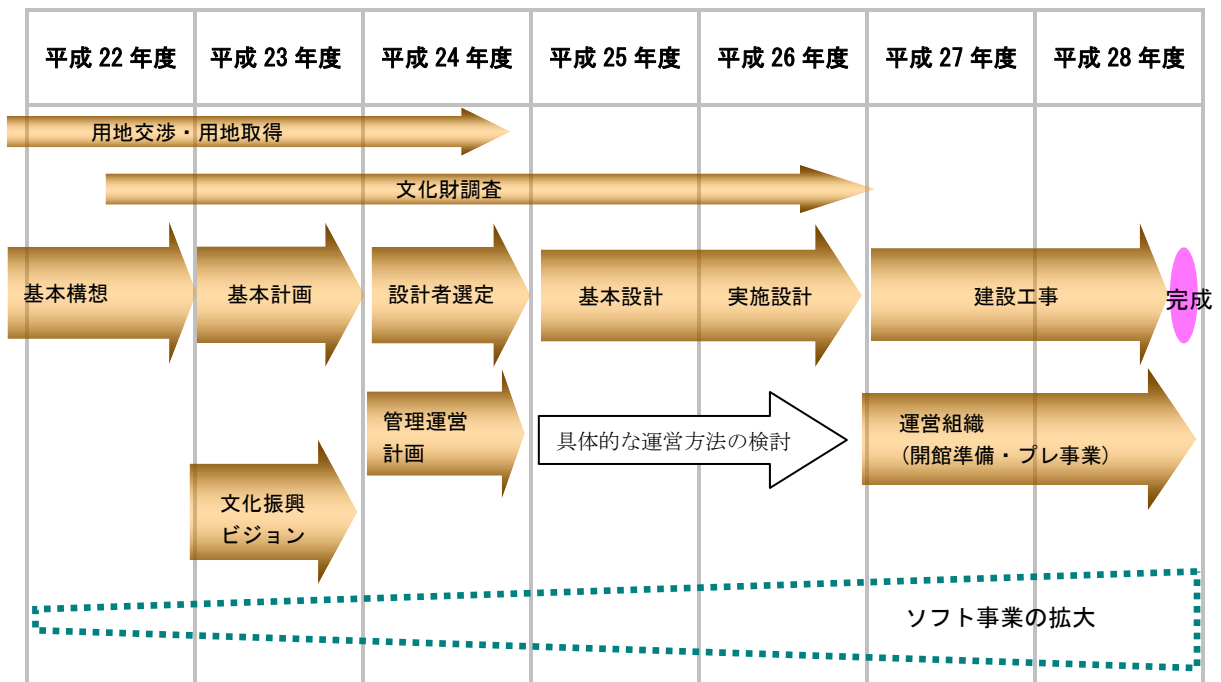
【用途地域等】商業地域（建ぺい率：80%、容積率：400%）、防火地域、埋蔵文化財包蔵地、駐車場整備地区

②留意事項

- ・お堀端通り側には、十分な広場空間を確保し、建築物が街路に圧迫感を与えないように配慮し、また、敷地内に樹木等を積極的に配置することで、まちに潤いや安らぎを与えると同時に、まちなみの連続性に配慮します。
- ・お堀端通り側の馬出門に面した部分については、小田原城の正規登城ルートである大手筋に位置するため、十分な広さの広場を整備します。また、その広場空間は、アート活動やイベントを行うことができるように工夫することで、まちににぎわいを生み、中心市街地の活性化へ寄与するとともに、災害時の避難や活動のための空間としても活用できるよう計画します。
- ・近隣の住宅環境等を考慮しながら建築物のボリュームや配置を検討し、生垣やフェンスなどを設置します。また、現行の通行機能が可能な動線を確保します。



(2) 整備スケジュール



(3) 事業手法

① 建設費

建設費については、近年に整備された類似規模の大小ホールを有する公立文化施設の事例では、1㎡当たり 50～60 万円程度であり、市民ホールは施設規模を 10,000～11,000 ㎡程度として計画しているため、55～60 億円程度と想定されます。

なお、震災等による資材の高騰や、震災や津波に対する配慮等により、増額する要素もありますが、防災面や安全性、劇場としてのクオリティを確保しながら、シンプルで使いやすい施設を目指し、できる限り費用を抑えることができるよう創意工夫に努めます。

② 財源の確保

財源としては、市の財政負担を軽減するために、国庫補助金として、社会資本整備総合交付金(暮らし・にぎわい再生事業)を活用し、補助対象事業費の 2/5 程度を見込みます。

また、市債の発行により、財政支出の平準化を図るとともに、一般財源として、ふるさと文化基金(取り崩し可能額 3 億 3 千万円)を活用することを計画しています。

③ その他の経費

施設にかかる建設費の他に、駐車場整備費、周辺環境整備費、備品購入費などの経費が必要となります。

【用語注釈】